

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	賀集八幡北 (賀集八幡北)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ほ場整備事業により優良農地が増加し、認定農業者も増えたことから現時点では耕作放棄田の発生はない。一方で農業者の平均年齢は高く、また兼業農家多く、後継者がいない農家もあり、10 年先では耕作放棄田が発生するとの懸念がある。
後継者への円滑な経営継承を進めていくとともに、集団営農や新たな担い手の確保する体制の整備について検討を始める必要がある。

農業者 29人、ほ場整備委員会（構成員24人）

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては水稻とたまねぎがメインで一部、レタス、白菜など慣行栽培による農業を行っている。ほ場整備により耕作がよりしやすくなったが、10年後には、担い手の高齢化や後継者も少ないことから、農地のあり方や農道や水路などどのように管理していくかも考えていく必要がある。土畔をコンクリート化にし、灌漑の省力化、生産性の向上を図りたい。またスマート技術を活用することを検討し、労働力の軽減を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手への集積はほぼ出来ているところ。今後、地域内空き農地が生じた際は、地域内の担い手が優先的に借受け、農業経営の効率向上を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
ほ場整備事業によりすべての農地を農地中間管理機構に預けている。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現在、ほ場整備事業中であり、令和7年度に換地処分をし、事業が完了する予定である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では兼業農家も多数おり、今後も地域の農地を守っていくために、兼業農家において円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業者の平均年齢が高いため、労働の軽減を図るため、今度積極的に農業支援サービスを活用することを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①近年、頻繁に猪が出没するため、地域において対策を検討する。 ③スマート農業導入による農作業の省力化を検討する。 ⑦灌漑の省力化、生産性の向上を図るために、国等の補助金を活用し、土畔をコンクリート化することを検討する。 ⑧ほ場整備事業により農道及び用排水路の整備を行う。				